

第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

平成19事務年度において、審査会で調査審議を行った事案は2件であり、その概要はそれぞれ以下のとおりである。

《審査会における審議状況》

第101回審査会	(H19.11.20)	ビーエー東京監査法人及び公認会計士 2名
第111回審査会	(H20.4.4)	公認会計士1名

事案1

第101回審査会（平成19年11月20日開催）において、サンビシ株式会社
が作成した財務書類について、証券取引法に基づく監査証明を行ったビーエー
ー東京監査法人及び監査法人の業務を執行する社員として監査証明を行った
公認会計士2名に対する懲戒処分等に関し、調査審議を行い、金融庁長官の
判断について意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成19年11月22日に当該監査
法人及び公認会計士に対して懲戒処分等を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》及び《事案の概要》は以下のとおりで
ある（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

サンビシ株式会社（以下「サンビシ」とする。）が作成した財務書類について、証券
取引法に基づく監査証明を行ったビーエー東京監査法人及び監査法人の業務を執行す
る社員（以下「業務執行社員」とする。）として監査証明を行った公認会計士に対し、
本日（平成19年11月22日）、下記の処分を行った。

記

1. 監査法人

（1）処分対象

ビーエー東京監査法人

（所在地：東京都港区赤坂七丁目3番37号プラス・カナダ3階）

（2）処分内容

業務の一部の停止1ヶ月（契約の新規の締結に関する業務の停止）

（平成19年11月29日から平成19年12月28日まで）

(3) 処分理由

ビーエー東京監査法人については、サンビシの平成 15 年 3 月期から平成 17 年 3 月期までの財務書類に係る監査において、同監査法人の業務執行社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽及び脱漏のないものとして証明した。

2. 公認会計士

(1) 処分対象

公認会計士 2 名

(2) 処分内容

業務停止 6 ヶ月（平成 19 年 11 月 29 日から平成 20 年 5 月 28 日まで）

(3) 処分理由

上記 2 名は、サンビシの平成 15 年 3 月期から平成 17 年 3 月期までの財務書類に係る監査において相当の注意を怠り、重大な虚偽又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽及び脱漏のないものとして証明した。

《事案の概要》

サンビシは、グループ会社の株主の名義を偽装する方法により、本来連結すべき子会社を連結せず、子会社がないので連結財務諸表を作成していないとする重大な虚偽又は脱漏のある財務書類を添付した有価証券報告書を東海財務局へ提出した。

本財務書類に関し、当該業務執行社員の行った証券取引法に基づく監査証明については、以下の問題が認められた。

- ① 公認会計士 1 名は、過年度に行ったサンビシに関する連結の判断のみに依拠し、関係会社に対する調査を行わなかったことから、子会社間の株式持合等を考慮すれば、有限会社サンビシエイ・エム・エスが子会社に該当する要件を満たしているということに気が付かず、連結の必要性の検討を行わなかった。

また、平成 16 年 12 月に当該持合関係に気が付いたものの、サンビシより持合関係を解消させる等の説明があったことにより、当該有限会社を連結しないことを容認し、サンビシの同社に対する実質的な支配力の検討を怠った。

さらに、監査調書の査閲を怠り、監査補助者が、サンビシと関係会社間の貸付金について、通常の取引関係では考えられない取引が行われている旨の指摘を行っていたことに気が付かず、サンビシの関係会社に対する実質的な支配力の検討を行わなかった。

② 公認会計士 1 名は、各担当者が監査調書に記載した指摘事項を取りまとめるのみで、自らはその内容についての判断を行っていなかったことから、上記のとおり、もう一方の業務執行社員が連結に関する判断を行っていないことに気が付かず、自らも連結の範囲の判定を行わないまま監査意見を表明した。

また、監査補助者の指摘について、もう一方の業務執行社員と協議をしなかったため、期末の貸付金残高に影響がないため問題がないと判断し、法人の審査会へ指摘事項を付議せず、自らも連結の範囲の判定を行わないまま監査意見を表明した。

事案 2

第 111 回審査会（平成 20 年 4 月 4 日開催）において、新日本監査法人に在籍していた公認会計士 1 名に対する懲戒処分に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断について意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 20 年 4 月 9 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

新日本監査法人に在籍していた公認会計士が行った下記の行為について、公認会計士法に違反すると認められたことから、本日（平成 20 年 4 月 9 日）、同法第 31 条の規定に基づき、下記の懲戒処分を行いました。

記

○公認会計士

（１）処分内容

業務停止 1 年 6 ヶ月（平成 20 年 4 月 16 日から平成 21 年 10 月 15 日まで）

（２）処分理由

同公認会計士は、株式会社イーコンテキスト株式及び株式会社マーベラスエンターテイメント株式について、監査で知り得た秘密を利用し、証券取引法で禁止されているインサイダー取引を行った。

この行為は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止、及び同第 27 条に規定する秘密を守る義務に違反すると認められる。

なお、新日本監査法人に対し、法令遵守及び教育研修体制を含む監査法人の運営に関する改善策について、公認会計士法第 49 条の 3 第 1 項に規定する報告徴収を併せて行っています。